

深川市農業委員会総会議事録
(第 1 0 回)

平成30年1月26日

開 会 1 6 時 0 0 分

閉 会 1 6 時 2 1 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

| 議席 | 氏名 | 出席委員 | 欠席委員 |
|----|-------|------|------|
| 1 | 藤原政行 | ○ | |
| 2 | 山田正信 | ○ | |
| 3 | 渡辺博徳 | ○ | |
| 4 | 小倉孝一 | ○ | |
| 5 | 五十川弘之 | ○ | |
| 6 | 荒井政明 | ○ | |
| 7 | 鈴木陽志 | ○ | |
| 8 | 清水正勝 | ○ | |
| 9 | 野中和弘 | ○ | |
| 10 | 金谷道宏 | ○ | |
| 11 | 青木実 | ○ | |
| 12 | 山川功 | ○ | |
| 13 | 星野サチ子 | ○ | |
| 14 | 清水義博 | ○ | |
| 15 | 坂谷内智之 | ○ | |
| 16 | 安村一稔 | ○ | |
| 17 | 岡田徹 | ○ | |
| 18 | 伊藤裕美 | ○ | |
| 19 | 中川幸生 | ○ | |
| 20 | 赤澤晃光 | ○ | |
| 21 | 池田斉 | ○ | |
| 22 | 大川広志 | ○ | |
| 23 | 塩尻総徳 | ○ | |
| 24 | 安藤順三 | ○ | |
| 25 | 野上晃 | ○ | |
| 26 | 菊入等 | ○ | |
| 27 | 曾我部透 | ○ | |

第10回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--|
| 1 開催日時 | 平成30年1月26日(金) 16時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 藤原 政行委員 外26名 |
| 4 説明員 | 農業委員会事務局 矢櫃局長・宮谷主幹・下村主任・河崎主任・田所主事・大西調査員 |
| 5 書記 | 大西調査員 |

| | |
|------|--|
| 矢櫃局長 | 新年を迎えまして初めての総会となりますので、総会に先立ちお手元にご配付の深川市農業委員会憲章を全員で朗唱いたします。ご起立願います。 (深川市農業委員会憲章朗唱) |
| 矢櫃局長 | ご着席願います。 |
| 矢櫃局長 | 開会宣言(16時00分) 只今から、平成29年度第10回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日、欠席の届出はございません。それでは会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。 |
| 菊入会長 | 平成30年の年が明けまして1回目の総会ですので、改めまして本年もよろしくお願いたします。昨日からの雪で私も午前中いっぱい家の屋根雪など3時間以上除雪に追われていました。これからは冬型の気圧配置が続くようです。また、インフルエンザも流行ってきているようですので、皆様、健康にご注意願いたいと思っております。 さて、1月に入りまして16日の市町村農業者年金協議会代議員等研修会や24日の全道農業者年金研究会の中で報告がありましたが、新農業者年金制度の政策支援加入の要件となっている青色申告者の認定時期について、これまでは青色申告の期限である3月15日までに承認申請した後に12月末までに却下の通知がなければ承認と見なされるということで、1月に政策支援加入を希望しても1年間近く政策支援が受けられなかったのが、本年4月より改正されて承認申請の時点で承認され、政策支援が受けられることとなりました。委員の皆さんには政策支援加入や経営継承の相談を受けることもあると思いますので、適切に対応くださるようよろしくお願いいたします。 農業経営の方も営農計画を提出する時期となりまして、そろそろ営農準備が始まり種まき、収穫へとまた1年が始まりました。1年間元気で働き今年も豊作になることを祈念いたしまして挨拶といたします。それでは総会に入ります。 |
| 菊入会長 | 日程第1、議事録署名委員を指名します。13番星野委員、14番清水義博委員を指名します。 |
| 菊入会長 | 次に、日程第2、諸般報告の(1)農業行政報告はありませんので、(2)農業委員会業務報告を、局長より報告します。 |
| 矢櫃局長 | それでは私から、12月25日の総会以降、本日までの主な業務について、ご配付の業務報告書により、報告させていただきます。 12月25日、第9回深川市農業委員会総会をこの場で開催しております。28日、農業委員会仕事納め式を会長にご出席いただき行っております。1月に入りまして、4日、農業委員会仕事始め式に会長にご出席いただき、年頭のご挨拶をいただいた後、市役所の仕事始め式に来賓として出席しております。9日、深川市新年交礼会が開催され、会長と宮谷主 |

| | |
|------|--|
| | <p>幹が出席しております。12日、深川市議員会新年交礼会が開催され、会長が出席しております。15日、深川市農村青年部協議会定期総会が開催され、会長が出席しております。16日、北海道農業者年金協議会主催の市町村農業者年金協議会代議員等研修会が美唄市で開催され、会長ほか委員5名と河崎主任が出席しております。24日、北海道農業者年金協議会主催の全道農業者年金研究会が札幌市で開催され、会長ほか5名の委員と宮谷主幹が出席しております。また同日、平成30年度農地保有合理化事業及び農地中間管理事業実施計画協議が岩見沢市で行われ、河崎主任が出席しヒアリングを受けております。25日、会長職務代理者が深川市農業対策協議会の監事として監査を行い、その後その協議会総会に会長が副本部長として出席し、会長職務代理者と私も出席しております。総会終了後には、深川市農民協議会主催による農業フォーラム2018が開催され、会長、会長職務代理者、委員10名と私が出席しております。また同日、北海道農業会議主催による農業委員会活動強化研修会が札幌市にて開催され、伊藤委員ほか4名の委員と宮谷主幹が出席しております。</p> <p>以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして、業務報告とさせていただきます。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、日程第3、報告に入ります。</p> <p>初めに、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。</p> |
| 田所主事 | <p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。</p> <p>今月は8件です。番号1番から6番までは借主が経営合理化のための解約、番号7番は借主が経営縮小のための解約、番号8番は貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期はすべて平成30年1月4日です。解約する土地の所在などその他詳細については記載のとおりとなっております。説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>報告第1号の説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは質疑等なし、ということですので、報告第1号を承認します。</p> <p>続いて、報告第2号調整委員の指名について、事務局より説明願います。</p> |
| 田所主事 | <p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので報告いたします。</p> <p>今月は24件です。番号1番から9番までが賃貸借に係るあっせん申し出で、番号10番から24番までが売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、1番から18番までが平成30年1月4日、番号19番から24番までが1月12日です。</p> <p>あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>報告第2号の説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは質疑等なし、ということですので、報告第2号を承認します。</p> <p>続いて、報告第3号農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。</p> |
| 河崎主任 | <p>農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受領し、農業者年金基金へ提出しましたのでご報告いたします。</p> <p>今月は1件で新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>報告第3号の説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということですので、報告第3号を承認します。</p> |

| | |
|-------|--|
| 大西調査員 | <p>続いて、報告第4号現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p> <p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、交付しましたので報告いたします。</p> <p>今月は9件で、土地の所在、申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は全件地目変更のためです。番号1番は、平成29年8月10日及び平成19年度の農地利用状況調査において年月日不詳より非農地と確認した土地で、農業委員会内規2の(1)のカの農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合により、原野及び山林として交付しております。番号2番から9番までは全て本年度の非農用地利活用促進事業の対象地であり、平成29年10月31日からそれぞれ農地として利用しており、農業委員会内規2の(1)のクの公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合に基づき、番号2番から6番まで、及び番号8番、9番は田として、番号7番は畑として交付しております。なお、内番で申請のあった土地につきましては、現況証明書の交付後、分筆する予定であることを申し添えます。説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>報告第4号の説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> |
| 菊入会長 | <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは質疑等なし、ということですので、報告第4号を承認します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、日程第4、議案に入ります。</p> |
| 下村主任 | <p>はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> |
| 菊入会長 | <p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いします。</p> <p>今月は2件で、申請地及び申請人氏名、理由、譲受人経営概況等については記載のとおりです。番号1番と2番は、ともに譲渡人が市外在住かつ高齢で耕作不能のため、経営拡大を図る譲渡人に農地を売買するものです。</p> <p>以上の申請につきましては地元の委員さんの意見をお伺いしていますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしています。説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> |
| 菊入会長 | <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> |
| 河崎主任 | <p>(「異議なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申出があったもののうち、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。</p> <p>今月は6件で、買入協議が必要な理由は、買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この6件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> |
| 菊入会長 | <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>菊入会長</p> | <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> |
| <p>田所主事</p> | <p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、ご審議をお願いします。</p> <p>今月は28件で、番号1番から16番までが賃貸借の案件、番号17番から28番までが売買の案件です。番号1番は再設定の案件で期間は5年間です。番号2番から9番までは合意解約等により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので期間は全て5年間です。番号10番は農地利用集積円滑化事業の規模拡大加算の交付対象となっていた農地が合意解約により返還されたため再度貸付を行うもので期間は残期間の5年間です。番号11番は出し手が老齢により経営を縮小するもので期間は10年間です。番号12番から16番までは受け手が農地売買等支援事業の一時貸付により経営拡大を図るもので期間はいずれも5年間です。番号17番以降は売買の案件です。番号17番と18番は合意解約等により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は17番がL資金、18番が自己資金です。番号19番は出し手が老齢により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はJA資金です。番号20番は合意解約等により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はJA資金です。番号21番は合意解約等により返還された農地と併せて貸付地をそのまま受け手に処分するもので資金対応は自己資金です。番号22番から25番までは合意解約等により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は22番と23番がL資金、24番と25番は自己資金です。番号26番は貸付地をそのまま受け手に処分するもので資金対応は自己資金です。番号27番と28番は農地売買等支援事業の買い入れです。出し手理由としましては27番が返還された農地を処分するため、28番は老齢により経営移譲するためです。これらはいずれも先月の総会において買入協議の要請をしたものです。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。説明は以上です。</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号6番と7番で渡辺委員、8番から10番まで小倉委員、22番と23番で 曾我部委員の議事参与を制限いたします。</p> <p>質疑を受けます。</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> |
| <p>宮谷主幹</p> | <p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転等の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は4件で、許可申請地、転用目的等は記載のとおりです。番号1番から番号4番までは譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したもので、4件とも都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。説明は以上です。</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |

| | |
|------|--|
| 菊入会長 | ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり) |
| 菊入会長 | それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。 以上で議事はすべて終わりましたので、深川市農業委員会総会を終了します。 (総会終了 16時21分) |